

めぶく Pay がもっと便利になります

本市独自の電子地域通貨として、昨年12月20日から運用を開始した前橋版電子地域通貨「めぶく Pay」について、運営主体であるめぶくグラウンド株式会社が、利用登録の簡素化および登録店舗の掲載機能の向上に、独自に取り組みます。

1 概要

イベント時の市外来訪者によるめぶく Pay 利用など利用シーンの拡大や市内利用登録者のさらなる増加に繋げるため、マイナンバーカードを要せずメールアドレスだけで「めぶく Pay」の利用が可能となります。

さらに、「グッドグロウまえばし」では、めぶく Pay 加盟店のマップ表示が可能となり、「めぶく Pay」の利用登録が簡素化され登録店舗の掲載機能が向上します。

2 実施内容

①メールアドレスによる登録 〈めぶくアプリ〉

- ・メールアドレスのみでめぶく Pay の利用登録が可能。
- ・めぶく Pay 機能はマイナンバーカード登録同様に利用が可能。

②店舗掲載機能の向上 〈グッドグロウまえばし〉

- ・めぶく Pay 利用登録店舗のマップ表示を追加。
- ・利用登録店舗のマップ一元表示が可能。

3 実施時期

本機能を実装したアプリのバージョンアップリリースは、10月上旬を予定。日時等は決定次第、アプリ内のプッシュ通知やめぶく Pay 公式ホームページ、市ホームページに掲載予定です。

4 本事業の問い合わせ先

めぶくグラウンド株式会社

担当：中山

メール：mebuku-info@mebukuba.jp

電話：080-3591-4514

担当 にぎわい商業課商業振興係

電話 027-210-2188（内線：88-136）